

環 境 保 全

1 公害対策

昭和 38 年 10 月に、呉市公害対策研究会が発足し、昭和 45 年に保健部に公害対策課を設置する。

以降、公害関係法令に基づき、大気、水質等、典型 7 公害のほか、産業廃棄物及び浄化槽業務等、環境保全行政全般について組織的に取り組んでいる。

- 昭和 42 年 4 月 1 日 呉市公害対策推進協議会(附属機関)設置
- 45 年 10 月 1 日 保健部に公害対策課を設置
- 平成 4 年 4 月 1 日 機構改革により環境保全課となる。
- 10 年 4 月 1 日 呉市公害対策推進協議会を発展的に解消し、呉市環境審議会(附属機関)を設置
- 11 年 4 月 1 日 機構改革により環境政策課と環境管理課になる。
- 12 年 11 月 1 日 特例市への移行に伴い、騒音・振動・悪臭の規制地域指定、規制基準の設定等の権限が、県知事より移譲された。
- 21 年 4 月 1 日 特例条例により、大気汚染防止法(工場分)、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR 法)及び瀬戸内海環境保全特別措置法等の権限が県知事より移譲された。
- 24 年 4 月 1 日 環境基本法の改正により、環境基準の類型の指定の権限が、県知事より移譲された。
- 28 年 4 月 1 日 中核市への移行に伴い、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく総量規制事務等の権限が、県知事より移譲された。
- 令和 2 年 4 月 1 日 機構改革により環境管理課が環境政策課 環境試験センターとなる。

(1) 公害苦情発生処理状況

① 行政地域別苦情事案(令和 3 年度発生件数)

現象 \ 地域	中央, 警固屋, 宮原	吉浦, 天応, 昭和	阿賀, 広, 仁方, 郷原	下蒲刈, 蒲刈, 音戸, 倉橋, 川尻, 安浦, 豊浜, 豊	計
大気	2	1	2		5
水質	1				1
土壌汚染					
騒音	6	1	9	1	17
振動				1	1
悪臭	3	1	3	2	9
その他					
合計	12	3	14	4	33

② 用途地域別苦情事案件数

用途地域 \ 結果	解決	未解決	合計
第一種住専	13	2	15
第二種住専			
住居			
近隣商業	4	1	5
商業	2	1	3
準工業	2	1	3
工業	2	2	4
工業専用			
調整区域	2		2
その他	1		1
合計	26	7	33

③ 現象別公害事案処理件数

現象 \ 結果	解決	未解決	合計
大気	3	2	5
水質	1		1
土壌汚染			
騒音	15	2	17
振動	1		1
悪臭	6	3	9
その他			
合計	26	7	33

(2) 大気汚染防止対策

昭和46年10月1日に「大気汚染防止法」に基づく政令市となり、大気汚染の常時監視を実施し、また、平成21年4月1日の広島県の特例条例及び平成28年4月1日の中核市への移行により、ほとんどの大気汚染防止事務は権限移譲されている。

① 自動測定機による測定（一般環境大気測定局4局、自動車排出ガス測定局1局 西畑町）

測定場所	測定項目	測定種類
明立小学校	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、風向・風速、炭化水素、微小粒子状物質	自動記録装置、クラウドシステム
宮原小学校	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、風向・風速	〃
白岳小学校	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、風向・風速、温度・湿度、炭化水素、日射、微小粒子状物質	〃
鍋山団地	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、風向・風速	〃
西畑町	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物	〃

- ② 降下ばいじん測定
昭和 39 年 5 月から市内降下ばいじんを測定しており、現在デポジットゲージ法により 10 ヶ所で測定を実施。
- ③ 自動車排出ガス調査
昭和 43 年度から実施し、令和 3 年度は、東消防署で年 2 回の調査を実施。
- ④ 大気汚染常時監視クラウドシステム
昭和 47 年 4 月から市庁舎 4 階へ呉市監視局を設置し、上記自動測定機をテレメータで連結して常時監視を開始した。なお、機構改革により平成 11 年 4 月に呉市中央監視局を青山町の環境試験センターへ移設。令和元年度からクラウドシステムに更新。
- ⑤ 有害大気汚染物質環境濃度測定
平成 10 年度から実施し、令和 3 年度は白岳小学校と宮原小学校で年 12 回の調査を実施。

(3) 騒音振動防止対策

呉市では、昭和 44 年 4 月 1 日に「騒音規制法」、昭和 53 年 3 月 1 日には「振動規制法」に基づく規制地域が指定された。指定地域内では特定施設設置等に関する届出や規制基準の遵守等が義務付けられている。平成 12 年 11 月 1 日特例市への移行により、従前からの騒音振動規制業務に加え、規制地域の指定、規制基準の設定等は権限移譲されている。

平成 15 年 4 月 1 日に下浦刈町、平成 16 年 4 月 1 日に川尻町、平成 17 年 3 月 20 日に音戸町、倉橋町、安浦町との合併により、騒音振動等の規制業務を広島県から引き継ぎ、規制地域の範囲が拡大している。なお、平成 17 年 3 月 20 日に合併した蒲刈町、豊浜町及び豊町は規制地域の指定はない。

(4) 水質汚濁防止対策

昭和 45 年の水質汚濁防止法の制定後、昭和 46 年度から市独自に公共用水域の監視及び工場排水等の調査等を行い、生活排水対策を含め総合的に水質保全業務に取り組んでいる。

平成 4 年 3 月 30 日に黒瀬川流域が生活排水対策重点地域に指定され、平成 6 年 3 月に「黒瀬川生活排水対策推進計画」を策定した。平成 6 年 4 月 1 日に「水質汚濁防止法」に基づく政令市に指定され、工場排水監視や公共用水域の常時監視事務等が市に委任されている。

また、平成 12 年 11 月 1 日からは特例市として、平成 28 年 4 月 1 日からは中核市として上記事務は権限移譲されている。

(5) 悪臭防止対策

呉市では、昭和 48 年 5 月 29 日に「悪臭防止法」に基づく悪臭規制地域が指定され、指定地域内の事業場等では、特定悪臭物質の排出について規制基準が適用されている。

特例市への移行により、従前からの悪臭規制業務に加え、規制地域の指定、規制基準の設定等は権限移譲されている。

現在規制地域は、呉市全域を指定している。

(6) 土壌汚染対策

平成 14 年 5 月 29 日に、「土壌汚染対策法」が制定され、平成 22 年に大幅に改正されている。その後、施行状況の点検及び見直しの検討が行われ、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成 29 年に一部が改正され、平成 31 年 4 月 1 日から全面的に施行され、土壌汚染対策法が適用される有害物質使用特定施設の廃止または一定規模以上の土地の形質変更等の届出が義務づけられている。届出や土地履歴の調査資料等を保管・蓄積することで、土壌環境の情報提供を行い、人への健康被害を防止するよう努めている。

また、平成16年10月1日から特例市として、平成28年4月1日からは中核市への移行により、ほとんどの土壌汚染対策法の事務は権限移譲されている。

(7) 産業廃棄物対策

昭和45年12月25日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、平成3年、9年、12年、17年、22年及び29年には大幅な改正が行われている。関係者への法律の周知徹底を行うほか、呉市は同法上の政令市として、産業廃棄物処理業の許可権限を有しており、産業廃棄物の適正処理が行われるよう、事業者及び処理業者等への立入調査等を行い、監視指導に努めている。

(8) 浄化槽

昭和58年5月18日に「浄化槽法」が制定(昭和60年10月1日施行)され、設置届の受理、維持管理等の監視、指導を行っている。また、生活排水対策として浄化槽の普及を図っており、昭和63年4月1日に「呉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」を定め、住宅に浄化槽を設置する場合(下水道予定処理区域内、コミュニティ・プラント処理区域内及び集落排水処理事業区域内での設置を除く。)の補助制度を実施している。

実績及び補助金額

区分	令和2年度実績(基)	令和3年度実績(基)	1基当たりの補助金額(円)
5人槽	16	11	332,000
7人槽	6	2	414,000
10人槽	1	0	548,000
合計	23	13	

(9) 広島県生活環境の保全等に関する条例の施行

平成15年10月7日に「広島県公害防止条例(昭和46年制定)」が全面改正され、「広島県生活環境の保全等に関する条例」が制定・公布された。従来対象としていた大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭防止対策、屋外燃焼行為の禁止、公害防止協定の締結に加えて、地球温暖化防止・自動車排出ガス等の削減対策、有害物質の地下浸透の禁止、事故時の措置、土壌汚染・化学物質・廃棄物・リサイクル対策、環境教育・環境学習の推進等の規定が追加された。

(10) 公害防止協定締結工場

- 昭和46年10月8日 呉市一日新製鋼(株)呉製鉄所, 東洋パルプ(株), (株)淀川製鋼所呉工場
- 46年11月30日 呉市一石川島播磨重工業(株)呉造船所, バブコック日立(株)呉工場, 中国工業(株), 寿工業(株), セーラー万年筆(株)天応工場
- 47年12月13日 広島県・呉市一日新製鋼(株)呉製鉄所, 東洋パルプ(株)
- 48年12月24日 呉市一月星工業(株)
- 54年10月2日 呉市一(株)ミットヨ広島事業場呉工場
- 58年6月16日 呉市一中国木材(株)
- 50年5月～ 呉市一虹村工業団地, 広東大川工業団地立地企業
- 60年5月
- 59年3月31日 広島県・呉市一日新製鋼(株)呉製鉄所 公害防止協定の改定
- 59年12月～ 呉市一川原石臨港団地立地企業

60年9月
63年4月～ 呉市一仁方工業団地
63年8月
63年7月～ 呉市一呉市白岳工業団地
平成元年4月
63年8月～ 広島県・呉市一桑畑地区工業団地
平成7年1月
平成元年4月1日 広島県・呉市一王子製紙(株)呉工場
// 呉市一呉通運倉庫(株)
平成元年5月29日 呉市一白洋産業(株)
4月3日～ 呉市一長谷地区工業団地
8月3日～ 広島県・呉市一郷原地区工業団地
12年4月1日～ 呉市一(株)ナック西日本
14年10月1日～ 呉市一(株)アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド呉工場
18年2月20日～ 呉市一神田造船所(株)川尻工場
18年8月1日～ 呉市一(株)いけうち呉工場
19年2月19日～ 呉市一(株)ディスコ広島事業所呉工場
19年5月15日～ 呉市一苗代工業団地
20年2月25日～ 呉市一(株)音戸工作所音戸工場
21年4月16日～ 呉市一コカ・コーラウエスト(株)
22年2月18日～ 呉市一(株)ショーワ
23年6月14日～ 呉市一呉運輸機(株)
23年3月8日～ 呉市一(株)ユーシン
25年3月22日～ 広島県・呉市一寺田倉庫(株)
25年12月10日～ 呉市一徳澤運輸(株)
27年5月25日～ 広島県・呉市一(株)ハイメック
27年9月30日～ 広島県・呉市一(株)STソーイング
28年3月15日～ 呉市一竹中モーターズ(株)
28年5月31日～ 呉市一(株)コーシン苗代工場
28年11月18日～ 呉市一(株)泉工作所苗代工場
29年2月7日～ 呉市一森田工業(株)安浦工場
29年2月10日～ 呉市一(株)奈良運送
29年2月13日～ 呉市一(株)広エンジニアリング苗代工場
29年3月8日～ 呉市一(株)黒野金属苗代工場
29年3月15日～ 呉市一(株)テクノス西本苗代工場
29年3月27日～ 呉市一(株)S H L
29年4月27日～ 呉市一ベンダ工業(株)
29年6月12日～ 呉市一中国木材(株)
29年9月4日～ 呉市一日本通運(株)
30年2月20日～ 呉市一(株)ヒロコーゼットテクノロジー
31年2月15日～ 呉市一長浜産業(株)

- 令和元年 11月1日～ 呉市一山陽海運(株)
 2年 1月27日～ 呉市一(株)大竹山工業所
 2年 3月30日～ 呉市一(株)中電工
 2年 6月10日～ 呉市一(株)マスマヤ工業
 2年 6月29日～ 呉市一広島日野自動車(株)
 2年 10月1日～ 呉市一呉重車輛(株)
 3年 4月20日～ 呉市一大森運送(株)

2 環境衛生

(1) 斎場現況

内容 火葬場等	開設	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	火葬炉 (基)
呉市斎場	平成18年4月	呉市焼山町字鍋土10723番地の24	19,979.10	3,692.21	10 (汚物炉)1 (動物炉)1
蒲刈火葬場	平成17年3月	呉市蒲刈町田戸41番地1	1,591.00	238.00	1
東部火葬場	平成22年4月	呉市安浦町大字安登字寒風11018番地の1	1,033.88	922.18	3
極楽苑	昭和54年4月	呉市豊浜町大字豊島字外の浦12004番地の4	1,525.82	150.00	2
豊火葬場	平成2年3月	呉市豊町大長字南北小長4318番地3	415.61	337.00	2
江田島市 葬斎センター	平成8年4月	江田島市大柿町飛渡瀬4518番地2ほか	敷地部分はすべて 江田島市の持ち分 (20,321.90㎡)	3,199.34㎡(建物・駐車場)のうち呉市持 ち分30% 火葬炉5基	

(2) 斎場利用状況

種別 火葬場	件数合計	令和3年度												使用料合計
		大人		小人		死産		胞衣		動物		霊安室		
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
(使用料) 呉市斎場	3,504	21,000	72,000	16,800	57,600	8,400	28,800	2,100	7,200	6,300	21,600	2,100	7,200	89,596,800
		2,469	483	1	0	21	5	144	0	323	9	49	0	
(使用料) 蒲刈火葬場	10	21,000	72,000	16,800	57,600	8,400	28,800	2,100	7,200	-	-	-	-	210,000
		10	0	0	0	0	0	0	0					
(使用料) 東部火葬場	548	21,000	72,000	16,800	57,600	8,400	28,800	2,100	7,200	-	-	-	-	12,222,000
		534	14	0	0	0	0	0	0					
(使用料) 極楽苑	3	18,000	54,000	14,400	43,200	7,200	21,600	1,800	5,400	-	-	-	-	54,000
		3	0	0	0	0	0	0	0					
(使用料) 豊火葬場	6	18,000	54,000	14,400	43,200	7,200	21,600	1,800	5,400	-	-	-	-	108,000
		6	0	0	0	0	0	0	0					
合計	4,071	3,022	497	1	0	21	5	144	0	323	9	49	0	102,190,800

(3) 市営墓地

令和4年3月末現在

名称	面積 (㎡)	区画数
警固屋墓地	2,895.00	274
室瀬墓地	1,628.00	230
坪内墓地	528.00	168
神原墓地	5,399.61	749
古江墓地	5,389.00	811
鹿田墓地	4,369.30	529
望地墓地	9,845.00	672
江原墓地	3,846.04	868
二河墓地	27,145.22	2,431
二川墓地	1,087.00	255
塩屋墓地	1,954.25	330
吉浦墓地	6,755.73	619
蒲刈墓地	1,225.00	43
計	72,067.15	7,979

(4) 公園墓地

令和4年3月末現在

名称	面積 (㎡)	区画数
川尻公園墓地	47,266.39	832
音戸墓園	8,717.83	265
計	55,984.22	1,097

3 ごみ処理

家庭から出るごみの収集について、ごみの減量とリサイクル促進を目的として「指定袋制度」いわゆる家庭ごみの有料化を導入しており、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは有料で、資源物、有害・危険ごみについては無料で、分別収集を行っている。

分別区分		収集頻度	収集方法	備考
可燃ごみ		週2回	ステーション方式	平成16年10月から有料化を導入
不燃ごみ		週1回		
粗大ごみ		月1回		
資源物	びん類・缶類・紙類	隔週	ステーション方式	平成10年度収集開始
	ペットボトル			
	白色トレイ	随時	拠点回収	平成12年度収集開始
	衣類品等			平成22年度収集開始
小型家電製品	平成24年度収集開始			
有害・危険ごみ		月1回	ステーション方式	平成10年度収集開始 平成16年度からスプレー缶、小型カセットボンベ、使い捨てライターを分別品目に追加 令和2年度から小型充電式電池やモバイルバッテリー（ボタン・リチウム・ニカド電池）を分別品目に追加

(1) ごみの収集量

クリーンセンターくれ

(単位：t)

年度	収集量	搬入先	
		焼却処理施設	破碎選別施設
29	41,512	38,071	3,441
30	40,717	37,238	3,479
R元	40,891	37,404	3,487
R2	40,926	36,913	4,013
R3	39,752	36,098	3,654

芸予環境衛生センター

(単位：t)

年度	収集量	搬入先	
		焼却処理施設	破碎選別施設
29	655	617	38
30	664	623	41
R元	649	608	41
R2	618	573	45
R3	604	560	44

※今治市関前区域を含む。

(2) ごみの搬入状況

クリーンセンターくれ (単位：t)

年度	搬入量
29	75,856
30	79,218
R元	79,556
R2	73,925
R3	74,399

※平成30年度、令和元年度には、平成30年7月豪雨災害ごみを含む。

芸予環境衛生センター (単位：t)

年度	搬入量
29	1,175
30	1,177
R元	1,223
R2	1,223
R3	1,247

※今治市関前区域を含む。

(3) ごみの施設別処理状況

クリーンセンターくれ・エコ・グローブくれ・芸予環境衛生センター (処理量)
(単位：t)

年度	総量	クリーンセンターくれ		エコ・グローブくれ	芸予環境衛生センター
		焼却処理施設	破碎選別施設		焼却処理施設
29	93,403	74,641	8,779	8,950	1,033
30	98,511	77,868	9,128	10,499	1,016
R元	93,298	76,353	6,429	9,398	1,118
R2	83,172	69,473	5,520	7,064	1,115
R3	93,280	73,714	9,843	8,580	1,143

※(2)搬入量と(3)処理量の差は、二重処理(焼却残さ→埋立処理等)を含むことによるもの。

※令和元年度・令和2年度のクリーンセンターくれ分は、令和元年10月31日の火災により、破碎選別施設の処理が一部未実施である。

※平成30年度、令和元年度には、平成30年7月豪雨災害ごみを含む。

(4) 資源物・有害ごみ搬出量

(単位：t)

年度	総数	資源物							有害ごみ紙類	危険ごみ
		缶	びん	紙類	ペットボトル	白色トレイ	缶	びん		
29	6,673	359	1,220	4,454	367	1	125	13	73	61
30	6,356	373	1,189	4,126	412	1	122	12	76	45
R元	6,278	350	1,150	4,119	377	1	134	13	82	52
R2	6,279	363	1,042	4,207	377	1	147	15	76	51
R3	6,167	353	1,010	4,102	382	1	147	17	89	66

(5) クリーンセンターくれ

- ◎所在地 呉市広多賀谷3丁目9番3号
 ◎敷地面積 12,283 m²
 ◎建設費 178億5,510万3千円

財源内訳

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳			
		国庫補助金	起債	一般財源	その他
焼却処理施設	16,173,949	6,907,523	8,314,400	827,206	124,820
破碎選別施設	1,681,154	578,348	1,016,900	85,906	
合計	17,855,103	7,485,871	9,331,300	913,112	124,820

※一般財源(焼却処理施設)には電気工事負担金等 42,568,937円を含む。

※その他は各町負担金

- ◎工期 着工 平成12年6月 完成 平成15年3月
 (稼働 焼却処理施設:平成14年12月 破碎選別施設:平成15年4月)
- ◎延床面積 工場棟 19,364 m² 管理棟 1,509 m² 計量棟 159 m²
- ◎焼却処理施設 ①炉形式 全連続式流動床炉
 ②処理能力 380トン/日(126.8トン/日×3炉)
 ③灰溶融炉 33トン/日
 ④発電設備 7,000kW
- ◎破碎選別施設 ①処理方式 2軸及び回転式破碎機(4種機械選別)
 ②処理能力 55トン/日

(6) 呉市資源化施設

- ◎設置場所 呉市広多賀谷4丁目地内
- ◎施設 ①空き缶, ペットボトル選別圧縮施設
 ②缶類, ペットボトル, 有害ごみストックヤード
 ③紙類ストックヤード
 ④カレット選別ストックヤード
 ⑤有害ごみ処理施設
- ◎稼働年月日 平成12年8月
- ◎工事費等 1億5,700万円

(7) 芸予環境衛生センター(ごみ処理施設)

- ◎所在地 呉市豊町大長 6329番地1
- ◎敷地面積 22,347 m²
- ◎建設費 8億4,460万3千円(国庫補助金 2億351万2千円)
- ◎工期 着工 平成7年9月 完成 平成9年3月
- ◎延床面積 1,007 m²
- ◎処理能力 7トン/8h(焼却処理設備) 2トン/5h(不燃物処理他)

(8) エコ・グローブくれ(呉市一般廃棄物最終処分場)

◎所在地 呉市焼山町字打田 619 番 1

◎敷地面積 121, 133. 25 m²

◎被覆施設 (埋立地) 埋立面積 18, 772 m²

埋立容量 272, 197 m³

◎浸出水処理施設 処理能力 48 m³/日

◎工期 着工 平成 24 年 4 月 完成 平成 27 年 3 月

4 し尿処理

し尿処理世帯数・収集量とも年々減少の傾向にある。
これは、計画的な公共下水道の普及によるものである。

(1) し尿の収集・処理量〔旧市内分〕

(単位：kℓ)

年度	総数	収集量		処理量	
		委託分	許可分	東部処理場	新宮処理場
29	4,047.9	2,844.5	1,203.4	3,152.6	895.3
30	3,889.0	2,733.0	1,156.0	2,951.9	937.1
R元	3,592.4	2,448.6	1,143.8	2,650.9	941.5
R2	3,385.6	2,274.1	1,111.5	2,598.6	787.0
R3	3,077.0	2,222.4	854.6	2,458.9	618.1

汲取内訳 (委託分)

(単位：kℓ)

年度	汲取量	汲取内訳	
		一般世帯	公衆便所
29	2,844.5	2,842.0	2.5
30	2,733.0	2,731.2	1.8
R元	2,448.6	2,445.9	2.7
R2	2,274.1	2,270.7	3.4
R3	2,222.4	2,219.8	2.6

※ 18年度より一部高地部世帯の委託を開始。27年度には、委託エリアの拡大を図っている。

処理量内訳 (委託分)

年度	東部処理場	新宮処理場
29	2,215.2	629.3
30	2,077.0	656.0
R元	1,806.9	641.7
R2	1,745.5	528.6
R3	1,775.9	446.5

(2) 東部処理場(し尿処理施設)

所在地 呉市広多賀谷3丁目9番1号 敷地 12,511.31 m²

区分		既設	増設
建設費		115,750千円	360,000千円
工期	着工	昭和40年3月	昭和47年2月
	竣工	昭和42年3月	昭和49年3月
処理方法		消化方法	酸化方法
処理能力		60 kℓ/24h(休止中)	120 kℓ/24h

◎年間処理量(R3年度) 6,587 kℓ(し尿 2,605 kℓ 浄化槽汚泥 3,982 kℓ)

(3) 長門園

- ◎所在地 呉市倉橋町 4818 番地
- ◎敷地面積 10,514 m²
- ◎処理能力 40 kℓ/日 (膜分離型高負荷脱窒素処理方式)
- ◎年間処理量 (R3 年度) 14,080 kℓ (し尿 5,955 kℓ 浄化槽汚泥 8,125 kℓ)

(4) 安浦処理場

- ◎所在地 呉市安浦町大字安登 3069 番地
- ◎敷地面積 19,180 m²
- ◎処理能力 30 kℓ/日 (低希釈二段活性法方式)
- ◎年間処理量 (R3 年度) 2,739 kℓ (し尿 1,152 kℓ 浄化槽汚泥 1,587 kℓ)

(5) 芸予環境衛生センター(し尿処理施設)

- ◎所在地 呉市豊町大長 6329 番地1
- ◎敷地面積 22,347 m²
- ◎処理能力 10 kℓ/日 (膜分離型高負荷脱窒素処理方式)
- ◎年間処理量 (R3 年度) 1,651 kℓ (し尿 692 kℓ 浄化槽汚泥 959 kℓ)

5 資源集団回収

資源は有限であるとの認識のもと、古紙等再生利用可能なものについて、環境の保全とごみの減量、資源の再利用を目的として、自治会、子供会、PTAその他各種団体の協力を得て資源集団回収に取り組んでいる。

また、昭和 54 年に報償金制度を設け、活動の一層の推進を図っている。

回収実績と報償金単価

年 度	29	30	R 元	R 2	R 3
回収量	3,925	3,661	3,502	2,893	2,869
報償金単価	6	6	6	6	6

(注) t未満四捨五入

6 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助金（平成28年度から開始）

（目的）

家庭用燃料電池を設置する者に、設置費補助金を交付することにより、家庭における省エネルギーを推進し、地球温暖化防止に資することを目的としている。

- （1）交付要件
- ・自らが居住する住宅に家庭用燃料電池を設置する者（借家の場合は、建物所有者の同意を得ること。）又は家庭用燃料電池が設置された建売住宅を購入し、自ら居住する者
 - ・本市の区域内に居住する者又は単身赴任等で一時的に市外に居住している者
 - ・市税の滞納がない者
 - ・暴力団員等（呉市暴力団排除条例第2条第3号）でない者

（2）補助金の額は、1台当たり30,000円。（平成28年度～令和元年度までは1台当たり50,000円）

（3）補助の申込みは、一度限りとする。

【実績】

年 度	29	30	R元	R2	R3
補助件数(件)	24	19	25	19	19